

名古屋音楽大学研究員規程

(目的)

第1条 学則第7条の規定に基づき、教育・研究及び公演活動の向上に資することを目的として、名古屋音楽大学（以下「本学」という。）に研究員制度を設け、名古屋音楽大学研究員（以下「研究員」という。）を置く。

(役割)

第2条 研究員は、本学の授業補助並びに名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの音楽教室（以下「音楽教室」という。）講師及び各種演奏活動に協力することを主な業務として、前条の目的達成に努めることとする。

(登録)

第3条 本学学部を卒業した者あるいは本学大学院研究科を修了した者が研究員登録を行い、その者を「研究員応募者」とする。なお、研究員登録は所定の用紙により行うこととする。

(選考・任用)

第4条 学務委員会又は音楽アカデミー運営委員会が、第3条に定める研究員応募者の中からそれぞれの業務の適任者を選考する。選考された者を、研究員という。

2 選考の要領は、別に定める。

3 研究員は、学校法人同朋学園人事委員会の議を経て理事長が任用する。

(委嘱)

第5条 研究員には、「名古屋音楽大学研究員証」（以下「研究員証」という。）を発行し、これをもって学長委嘱とする。

(指示)

第6条 研究員は、第2条に定める役割に従い、各業務の責任者の指示により業務を遂行するものとする。

(任期)

第7条 研究員の任期は半期又は1年とし、採用は当該年度内とする。引き続き希望する場合には5年を限度として更新することができる。

2 更新を希望する場合には、1年毎に所定の手続きを行い、学務委員会又は音楽アカデミー運営委員会の承認を経て学長が許可する。また、研究員として選考されなかった場合は、引き続き研究員応募者となる。

3 特別な事情により第1項の定めを超えて更新を必要とする場合には、業務の担当部署の責任者が「更新延長願書」を学長に提出し、学務委員会又は音楽アカデミー運営委員会の承認を経て学長の許可を得、人事委員会に諮ることができる。ただし、この場合の更新手続きは、1年毎に行うこととする。

(手当)

第8条 研究員として業務に従事した場合には、別に定める手当を受けることができる。

(施設等の利用)

第9条 研究員は練習室及び楽器室等の機器備品を研究のために利用することができる。

(解職)

第10条 研究員として本分にもとる行為があった場合は、学長は学務委員会又は音楽アカデミー運営委員会の議を経て研究員の資格及び委嘱を取り消すことができる。

(事務)

第11条 研究員に関わる事務は、授業補助は学務課、音楽教室は演奏部において行う。また、研究員登録及び研究員証の発行は庶務課が行う。

(報告)

第12条 研究員の在籍状況等について、定期的に教授会に報告を行うものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年12月20日から施行する。ただし、平成19年12月19日以前に委嘱又は採用された研究員は、本規程施行日をもって再契約するものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月24日から施行する。